

玉名市民会館の利用取消・還付について

《使用取消しの手続き》

会館の使用を取り消そうとする際には、使用取消届の提出が必要になります。
また、利用料金をお支払いされたときの領収書、印鑑をお持ちください。
取消しをされる場合、まずはご連絡ください。

《利用料金の還付》(次のいずれか位に該当する場合、それぞれの額を還付します)

- A) 天災地変その他使用者の責めに帰し得ない事由により使用できなくなったとき、
または市の都合で使用許可を取り消したときは、未使用期間につき100分の
100
- B) 使用取消を5日前までに申し出た場合は、100分の60
- C) 新型コロナウイルス感染拡大により、県のリスクレベルが3以上になり、使用
日前までに使用取消を申し出た場合は、100分の100(※1)

※1 ただしC)の対象期間であっても、自己都合での使用取消の場合は、B)としま
す。またコロナ禍での特例ですので、感染が収束次第、廃止します。

市民会館は、新型コロナウイルス感染症が流行りだした令和2年3月～8月までしか
臨時休館しておらず、それ以降は利用制限を設けながらご利用頂いております。

会館スタッフの感染対策と併せて、コロナ禍での会館利用チェックリスト(利用条件)
を作成し、お客様も感染対策を万全にご利用いただいております。

感染拡大状況により、柔軟に対応してまいります。ご利用頂く皆様にもこれからも
様々なご協力をよろしくお願いいたします。